監査公表第831号

定期監査（工事）の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第199条第14項前段の規定により京都市長から通知がありましたので、同項後段の規定により次のとおり公表します。

令和８年１１月１２日

京都市監査委員

１．令和７年度定期監査（工事）（令和８年３月３１日監査公表第８２５号）

（文化市民局　－1）

監 査 の 結 果 （ 指 摘 事 項 ）
（ア）　その他（履行） a　仕様書の作成が適切に行われていなかった。 業務委託の内容が不明確な仕様書は、契約金額を適正に積算できず、契約締結後の業務も不十分な履行となるおそれがあり、本契約の履行内容等に対する説明責任を十分に果たすことができず、本市の業務委託への信頼を損なうものであることから、適切な仕様書の作成を行われたい。 【整理番号４、５、６（市民スポーツ振興室)】

（注）:【　】内の整理番号は報告書の別表に記載の監査実施整理番号を示す。

講　　じ　　た　　措　　置
市民スポーツ振興室においては、令和７年度定期監査（工事）の書類審査により問題点が判明したことを受け、令和７年 12 月３日に、スポーツ施設課長から施設担当職員に対し、契約課が発出した通知文（令和７年１０月１７日 「業務委託契約における業務の履行確認及び再委託に係る注意事項等について」）を改めて周知するとともに、今後の契約案件について「適切な仕様書の作成」及び「作業報告書の作成」を行うよう指導を徹底した。 また、令和８年１月９日に、所属長から所属職員に「適切な仕様書の作成」について、周知徹底を行った。 さらに、同年５月 29 日に,スポーツ施設課長から施設担当職員に向けて再発防止のため前年度の監査の指摘事項等について改めて周知徹底を行った。 加えて、文化市民局としても、今後同様の誤りがないよう、同年１月 14 日に局内の全所属宛てに監査の問題点に関する資料を送付し、関係規程やマニュアル等に基づいた適正な事務処理を行うよう指示するとともに、同年３月 23 日の局所属長会において、各所属長に対して監査での問題点とその適正な事務処理内容を共有し、改めて適正な事務の執行を行うよう周知徹底を行った。 また、同年９月２日、文化市民総務課から局内の各所属宛てに、局所属長会で周知した事項を再周知し、改めて注意喚起を行った。

（文化市民局　－２）

監 査 の 結 果 （ 指 摘 事 項 ）
（ア）　その他（履行） b 履行確認が適切に行われていなかった。 業務委託の不十分な履行確認は、契約の履行内容に対する説明責任を十分に果たすことができず、本市の業務委託への信頼を損なうものであることから、適切な業務の履行確認を行われたい。 【整理番号４、５（市民スポーツ振興室)】

（注）:【　】内の整理番号は報告書の別表に記載の監査実施整理番号を示す。

講　　じ　　た　　措　　置
市民スポーツ振興室においては、令和７年度定期監査（工事）の書類審査により問題点が判明したことを受け、令和７年 12 月３日に、スポーツ施設課長から施設担当職員に対し、契約課が発出した通知文（令和７年１０月１７日 「業務委託契約における業務の履行確認及び再委託に係る注意事項等について」）を改めて周知するとともに、今後の契約案件について「作業報告書の作成」及び「適切な履行確認の実施」を行うよう指導を徹底した。 また、令和８年１月９日に所属長から所属職員に対し、「請負業者における作業報告書の作成」及び「適切な履行確認の実施」をすることについて、周知徹底を行った。 さらに、同年５月 29 日にスポーツ施設課長から施設担当職員に向けて再発防止のため前年度の監査の指摘事項等について改めて周知徹底を行った。 加えて、文化市民局としても、今後同様の誤りがないよう、同年１月 14 日に局内の全所属宛てに監査の問題点に関する資料を送付し、関係規程やマニュアル等に基づいた適正な事務処理を行うよう指示するとともに、同年３月 23 日の局所属長会において、各所属長に対して監査での問題点とその適正な事務処理内容を共有し、改めて適正な事務の執行を行うよう周知徹底を行った。 また、同年９月２日、文化市民総務課から局内の各所属宛てに、局所属長会で周知した事項を再周知し、改めて注意喚起を行った。

（文化市民局　－３）

監 査 の 結 果 （ 指 摘 事 項 ）
（ア）　その他（履行） ｃ　契約決定において、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」に定められている事務処理が行われていなかった。 「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」に定められている事務処理がなされていないことは、本市の随意契約手続への信頼を損なうおそれがあることから、随意契約の締結に際しては、同ガイドラインに基づき、適切な事務処理を行われたい。 【整理番号７（市民スポーツ振興室）】

（注）:【　】内の整理番号は報告書の別表に記載の監査実施整理番号を示す。

講　　じ　　た　　措　　置
市民スポーツ振興室においては、令和７年度定期監査（工事）の書類審査により問題点が判明したことを受け、令和７年 12 月 23 日に、公民連携型整備推進担当課長から工事担当に対し、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」及び指摘内容に基づき、契約の決定において価格交渉の経過の記録を添付するよう周知徹底を行った。 また、文化市民局としても、今後同様の誤りがないよう、令和８年１月 14 日に局内の全所属宛てに監査の問題点に関する資料を送付し、関係規程やマニュアル等に基づいた適正な事務処理を行うよう指示するとともに、同年３月 23 日の局所属長会において、各所属長に対して監査での問題点とその適正な事務処理内容を共有し、改めて適正な事務の執行を行うよう周知徹底を行った。 さらに、同年９月２日、文化市民総務課から局内の各所属宛てに、局所属長会で周知した事項を再周知し、改めて注意喚起を行った。

（文化市民局　－４）

監 査 の 結 果 （ 指 摘 事 項 ）
（ア）　その他（履行） d　プロポーザル方式で受託者を決定しているが、審査された提案書の内容で契約を締結していなかった。 プロポーザル方式での提案内容を変更して契約を締結することは、受託者選定手続を適正に実施したとは言えず、本市の受託者の選定手続への信頼を損なうおそれがあることから、プロポーザル方式で選定した受託者との契約においては、その提案内容のまま契約を行われたい。 【整理番号７（市民スポーツ振興室)】

（注）:【　】内の整理番号は報告書の別表に記載の監査実施整理番号を示す。

講　　じ　　た　　措　　置
市民スポーツ振興室においては、令和７年度定期監査（工事）の書類審査により問題点が判明したことを受け、令和７年 12 月 23 日に、公民連携型整備推進担当課長から工事担当に対し、審査した提案内容を契約締結後に変更する場合は、改めてプロポーザルを実施する必要があるなど、手続きの公平性・公正性を担保するよう周知徹底を行った。 また、令和８年１月９日に所属長から所属職員に対し、上記内容に加えて「審査した提案内容を一部変更する場合は、改めてプロポーザルを実施するなど、慎重な対応を検討すること」について、周知徹底を行った。 さらに、文化市民局としても、今後同様の誤りがないよう、同年１月 14 日に局内の全所属宛てに監査の問題点に関する資料を送付し、関係規程やマニュアル等に基づいた適正な事務処理を行うよう指示するとともに、同年３月 23 日の局所属長会において、各所属長に対して監査での問題点とその適正な事務処理内容を共有し、改めて適正な事務の執行を行うよう周知徹底を行った。 加えて、同年９月２日、文化市民総務課から局内の各所属宛てに、局所属長会で周知した事項を再周知し、改めて注意喚起を行った。

（文化市民局　－５）

監 査 の 結 果 （ 指 摘 事 項 ）
（ア）　その他（履行） ｅ　プロポーザル方式での受託者の選定時に、「プロポーザル等実施手続ガイドライン」に定められている事務処理が行われていなかった。 「プロポーザル等実施手続ガイドライン」に定められている事務処理がなされていないことは、本市の受託者の選定手続への信頼を損なうおそれがあることから、プロポーザル方式での受託者の選定に際しては、同ガイドラインに基づき適切な事務処理を行われたい。 【整理番号７（市民スポーツ振興室）】

（注）:【　】内の整理番号は報告書の別表に記載の監査実施整理番号を示す。

講　　じ　　た　　措　　置
市民スポーツ振興室においては、令和７年度定期監査（工事）の書類審査により問題点が判明したことを受け、令和７年 12 月 23 日に、公民連携型整備推進担当課長から工事担当に対し、「プロポーザル等実施手続ガイドライン」及び指摘内容に基づき、プロポーザル時の評価会議の記録を作成するよう周知徹底を行った。 また、令和８年１月９日に所属長から所属職員に対して、上記内容に加えて「プロポーザルの評価会議の記録を作成し、受託者選定に係る決裁の前に評価会議の関係者で記録を共有すること」について、周知徹底を行った。 さらに、文化市民局としても、今後同様の誤りがないよう、同年１月 14 日に局内の全所属宛てに監査の問題点に関する資料を送付し、関係規程やマニュアル等に基づいた適正な事務処理を行うよう指示するとともに、同年３月 23 日の局所属長会において、各所属長に対して監査での問題点とその適正な事務処理内容を共有し、改めて適正な事務の執行を行うよう周知徹底を行った。 加えて、同年９月２日、文化市民総務課から局内の各所属宛てに、局所属長会で周知した事項を再周知し、改めて注意喚起を行った。

別表１ 維持管理業務委託(文化市民局)

契約方法欄の「随契」は随意契約を示す。

〃　欄の「随契(プロ)」は随意契約によるプロポーザル方式を示す。

監査実施整理番号	委　託　名	設計/契約	当初設計金額/最終変更金額/当初契約金額/最終変更金額 (単位(千円))	当初契約日	履行の開始日 ↓ 当初期限 / 最終変更期限	契約方法	委託種別	担当部課等
4	わかさスタジアム　スタンド上部広告板点検整備業務委託	設計	*8,385*	R6. 4. 1	R6.4.2 ↓ R6.6.30	随契	建築	市民スポーツ振興室
		契約	8,385					
5	桂川緑地久我橋東詰公園グラウンド復旧業務委託	設計	*24,200*	R6. 10. 29	R6.10.30 ↓ R7.1.31	随契	土木	市民スポーツ振興室
			24,475					
		契約	24,200					
			24,475					
6	西京極総合運動公園プール(京都アクアリーナ)の中央監視システムリモート装置更新業務委託	設計	*146,660*	R6. 8. 5	R6.8.5 ↓ R7.3.31	随契	設備	市民スポーツ振興室
		契約	146,630					
7	西京極総合運動公園におけるキッズエリア整備・トイレ改修業務委託	設計	*17,963*	R6. 11. 8	R6.11.8 ↓ R7.3.28	随契(プロ)	設備	市民スポーツ振興室
			18,346					
		契約	17,963					
			18,346					

（都市計画局　－１）

監 査 の 結 果 （ 指 摘 事 項 ）
ア　工事 （ア）　施工（安全管理を除く） a　交通誘導警備員において、適切に設計変更ができていなかった。 設計変更が適切にできなければ、本契約の履行内容等に対する説明責任を十分に果たすことができず、本市が施工する工事への信頼を損なうものであることから、適切な設計変更を行われたい。 【整理番号６（すまいまちづくり課)】

（注）:【　】内の整理番号は報告書の別表に記載の監査実施整理番号を示す。

講　　じ　　た　　措　　置
すまいまちづくり課においては、令和７年度定期監査（工事）の書類審査により問題点が判明した段階で、令和７年 12 月 18 日の建築担当者会議において、建築計画担当課長から関係職員に対し、問題点の共有と注意喚起を行ったうえで、令和７年 12 月 25 日の同会議において、具体的な対応策の検討を行った。さらに令和８年５月 20 日の同会議において、建築計画担当課長から関係職員に対し、問題点の周知と注意喚起を改めて行うとともに、今年度実施する工事における具体の対応策を検討した。 検討の結果、今年度以降の買収家屋解体工事においては、交通誘導警備員の実配置人数に応じて適切に設計変更ができるよう、原則として特記仕様書に交通誘導警備員の延べ人数を記載することとし、令和８年６月１日に、同会議において、建築計画担当課長から関係職員に対し、当該取扱いを周知するとともに、今後適切に設計変更を行うよう注意喚起した。 さらに、都市計画局においても「建築工事請負契約における設計変更ガイドライン」を策定し、令和８年６月 15 日付け文書にて、局内の工事を所管する各所属に対し、適切に設計変更を行うよう周知徹底を図った。

別表１　工事（都市計画局）

契約方法欄の「一般」は一般競争入札を示す。

監査実施整理番号	工　事　名	設計・契約	単位(千円)	当初契約日	着工日 ↓ 当初工期 最終変更工期	契約方法	工種	担当部課等
6	京都市崇仁北部第四住宅地区改良事業に係る除却工事　ただし、住番446ほか1戸除却その他工事	当初設計金額	*9,889*	R6.9.11	R6.10.28 ↓ R7.2.27	一般	建築	すまいまちづくり課
		最終変更金額	***10,329***					
		当初契約金額	8,991					
		最終変更金額	**9,390**					

（上下水道局　－１）

監 査 の 結 果 （ 指 摘 事 項 ）
ア　工事 （ア）　施工（安全管理を除く） a　単価契約に含まれない工事を実施していた。 単価契約に含まれない工事の実施は、適正な価格での施工であるか確認できないだけでなく、工事完了時の履行確認も適切に行えないなど、本契約の履行内容等に対する説明責任を十分に果たすことができず、本市が施工する工事の信頼を損なうものであることから、適切に単価契約の工事を実施されたい。 【整理番号 13（水道管路課）】

（注）:【　】内の整理番号は報告書の別表に記載の監査実施整理番号を示す。

講　じ　た　措　置
本件は、給水管に付属する止水栓の修繕作業に伴って濁水が発生し、宅地内の給水装置に砂や錆が混入したことで、お客さまの財産である給湯機器が故障したため、当該機器の取替を行ったものである。通常、濁水により他人の財物に被害を与えた場合には損害賠償を行っているが、本件のように止水栓の修繕作業に伴って濁水が発生するケースでは、軽微な清掃や放水作業など、宅漏工事の単価契約で項目を設定している作業で砂や錆の混入を解消でき、対応が完了するのが一般的であるため、本件も損害賠償ではなく単価契約で対応しなければならないと誤解し、取替の費用に相当する単価契約の項目を用いて処理したことが原因である。 本件を受け、水道部においては、令和７年度定期監査（工事）の書類審査により問題点が判明した時点で、同様の問題を再発させないため、令和８年１月 30 日に水道管路課及び配水管理事務所が参加する配水連絡会議を開催し、関係職員に対して、問題点を共有するとともに、単価契約に含まれない特殊な対応が必要となる事案が発生した場合には事前に統括課へ相談し、単価契約以外のいかなる方法が適切であるのかを組織的に判断するよう周知徹底した。これを受けて、本件工事を所管する配水管理事務所では、直ちに所属職員に対して伝達、指導を行い、再発防止を図った。 また、上下水道局として、今後同様の問題を発生させないよう、監査結果の公表後、同年４月 13 日に工事関係部署を対象とした伝達会議を開催し、監査結果の共有と再発防止について周知を図るとともに、同年５月 11 日付けで、技術監察員から工事関係部署の所属長に対し、契約内容の遵守及び事務処理の適正化について文書により通知し、周知徹底した。

さらに、配水管理事務所では、再発防止のため、現場対応に係る留意点等を示した「宅漏工事の発注フロー」を新たに作成し、同年５月 22 日に改めて適切な事務処理について所属職員に周知徹底するとともに、異動等に伴う担当者変更後にも本件の引き継ぎが確実に実施されるよう、当該フローを業務研修用資料に追加した。

別表１　工事（上下水道局）

契約方法欄の「一般（単契）」は一般競争入札による単価契約を示す。

監査実施整理番号	工　事　名	設計	当初設計金額	当初契約日	着工日 ↓ 当初工期 最終変更工期	契約方法	工種	担当部課等
			最終変更金額					
		契約	当初契約金額					
			最終変更金額					
		単位（千円）						
13	（単価契約）宅漏工事		*66,087*	R6.4.1	R6.4.1 ↓ R7.3.31	一般（単契）	土木	水道管路課
			60,982					

（監査事務局）